

## 承継許可書添付書類確認書

の付いている書類をご確認ください。

戸籍謄本(前使用者・承継者および同意者の親族関係がわかるもの。)

承継者が配偶者または子の場合、前使用者の婚姻後の戸籍(子が全員載っているもの)を提出してください。

泉大津市に前使用者の本籍があり、婚姻後一度も転籍していない場合は、添付不要です。

また、同意者が死亡していて、かつ泉大津市に本籍がない場合、死亡事項が記載されている戸籍謄(抄)本を添付してください。

同意書

承継者を除く、前使用者の配偶者および子全員の同意が必要です(死亡している場合を除く)。国外に住んでいる、連絡がとれない、疾病等で同意の意思表示が出来ない等の理由で同意が得られない場合は、誓約書を追加してください。

誓約書

同意を得られない、印鑑証明が添付できない者がいる場合は、得られない理由を記入した上で承継者より誓約書を提出してください。

印鑑証明

承継者および同意者全員分の印鑑証明の原本を添付してください。

### 承継者について

墓地を承継できるのは、原則前使用者の子または配偶者です。例外として、子および配偶者が全員死亡しているか、墓地の管理が不可能である場合は、以下の順位に基づいて承継することができます。

- ①前使用者の孫
- ②前使用者の兄弟姉妹
- ③その他の親族

この場合、同順位以上の者の同意が必要になります。

### 備考欄

上記の内容を確認しました。

\_\_\_\_\_